列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の2」、「13条の3」及び「13条の2かつ13条の3」の数の合計数とする。

［31　略］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和元年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［33・34　略］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業C型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の2」、「13条の3」及び「13条の2かつ13条の3」の数の合計数とする。

［31　同上］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成三十年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［33・34　同上］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業C型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。